

資料提供

10月14日

長寿社会課高齢者生活支援室

小林

県庁内線 2526

直通 073-441-2522

養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況について（平成21年度）

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年11月9日法律第124号）第25条の規定により、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間で、市町村において養介護施設従事者等による高齢者虐待を確認した件数等について、次のとおり公表しますのでお知らせします。

(1) 養介護施設従事者等による高齢者虐待の確認件数

虐待の確認件数	1件(1)
---------	-------

※かっこは、平成20年度の件数

(2) (1)に係る被虐待者の状況等

① 性別及び年齢階級	女性1人(80~84歳)
② 心身の状態像	要介護4が1人
③ 虐待の類型	身体的虐待1件
④ 虐待があった施設等の種類	介護老人保健施設
⑤ 虐待を行った従事者等の職種	介護職員
⑥ 市町村が取った措置	施設への指導、改善計画の提出、虐待を行った養介護施設従事者への注意・指導

(注) 「養介護施設従事者等」

老人福祉法及び介護保険法に規定される特別養護老人ホームなどの養護・介護施設や、訪問介護事業所などの養護・介護事業の業務に従事する者をいいます。